

キンダー水木こども園運営概要および重要事項

(施設の目的及び運営の方針)

1. 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の下に、子どもの発達状況を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
3. 当園は、地域社会の期待にこたえられる創意と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 キンダー水木こども園
- (2) 所在地 天童市大字成生930

(入園資格)

当園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(学年及び学期)

当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から 7月31日まで
第2学期 8月1日から 12月31日まで
第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(教育・保育時間及び教育日数)

当園の教育週数は、39週以上とする。

- 2 教育標準時間認定を受けた園児に対する教育時間は午前9時から午後1時までの4時間とする。

3 保育標準時間認定（11時間）を受けた園児に対する教育・保育時間については当園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時から午後6時

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

4 保育短時間認定（8時間）を受けた子どもの教育・保育時間は当園が定める次の時間の範囲内で支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前8時30分から午後4時30分

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

5 当園の開所時間は次のとおりとする

月～土 午前7時から午後8時

（教育・保育内容）

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関係法令等を順守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援事業を実施する。

- （1）保護者からの相談に応じ必要な情報提供及び助言を行う事業
- （2）就園や集団生活に向け親子で体験できる行事の実施
- （3）保護者支援のための講座の実施

（利用定員）

当園の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 95名 （1号認定 15名 2・3号認定 80名）

（職員組織）

当園の職員組織は、次のとおりとする。

ただし、利用乳幼児の受入れ状況等により、変動する場合がある。

園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭・保育教諭・養護教諭・園医・園歯科医
園薬剤師・看護師・栄養士・調理師・子育て支援員・事務職員・サポートスタッフ

- 2 職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

(入園許可)

当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから当園の利用について申込みがあった時は、次にあげる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - (3) その他特別な事情があり、当園の安全な運営に支障をきたす場合。
- 2 1号認定子どもについて利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - (1) 面接により選考する
 - 3 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び子ども・子育て支援法第19条第1項3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）については、子ども・子育て支援法第42条の規定により市町村が行った利用調整により利用が決定されたときは、これに応じる。

(入園手続)

1号認定の入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

(利用契約)

当園は、認定を受けた児童の保護者と利用に際して、利用契約を締結することとする。

(退園及び休園)

退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出なければならない。

- 2 当園の2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消ししたとき
 - (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

(復園)

休園理由が消滅したときは、保護者は復園を願い出て、園長の許可を得なければならない。

(転園)

園児が転園しようとするときは、保護者は転園を願い出て、園長の許可を得なければならない。

(保育料及び入園手続き料等)

園児の居住する市町村が定める保育料（利用料）を徴収する。ただし、幼児教育・保育の無償化の適用を受ける児童は除く。

2 特定負担額については下記の通りとする。

	0～2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
入園手続き手数料		3,000円（1号認定のみ）			
保護者会費 （月額）	1,000円	1,000円	1,200円	1,200円	1,200円

3 実費徴収額については下記の通りとする。

	0～2歳児	満3歳児 （1号のみ）	3歳児	4歳児	5歳児
給食代（主食費）		1,500円			
給食代（副食費）		5,500円			

なお、上記の他、園服・通園バックの購入、教材費、行事時のバス代等、必要に応じて徴収する場合がある。

4 園児が在籍中は、出席の有無にかかわらず保育料等を所定の期日までに納入しなければならない。また、保育料等の徴収は、毎月12日に指定を受けた銀行口座より手数料（150円）を加えた金額を原則口座振替により徴収する。

(延長保育等の保育料)

別に定める「延長保育の実施方法について」による。

(預かり保育の保育料) 1号認定のみ

別に定める「預かり保育の実施方法について」による